

確定申告

申告期間

記事ID 0007318

2月16日(月)～3月16日(月)

問い合わせ 税務課 ☎0942-85-3588 〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

確定申告は、毎年1月1日～12月31日までの1年間に生じた所得の金額とその所得に対する税額を計算し、申告した税額を納付(還付)する手続きです。申告書を提出する期間は限られていますので、早めに申告の準備をお願いします。

市税務課が開設する申告会場 (受付時間 8時30分～15時)

例年大変混雑するため、時間に余裕をもってお越しください。状況により、申告会場の変更や申告相談を中止する場合があります。申告会場は8時30分頃から入場できます。危険防止のため、早朝から会場前での待機は控えてください。なお、申告相談期間中は、市役所税務課窓口での申告相談はできません。

若葉まちづくり推進センター

2月16日(月)・17日(火)

神辺町・萱方町・浅井町・古賀町・河内町・柳区・古賀団地・虹が丘町

麓まちづくり推進センター

2月18日(水)・19日(木)・20日(金)

蔵上町・蔵上1～4丁目・養父町・牛原町・山浦町・桜ヶ丘町・山都町・原古賀町・平田町・立石町

田代まちづくり推進センター

2月24日(火)・25日(水)

田代昌町・田代新町・田代上町・田代外町・田代大官町・田代本町・永吉町・加藤田町・柚比町・今町・弥生が丘1～8丁目

基里まちづくり推進センター

2月26日(木)・27日(金)、3月2日(月)

酒井西町・酒井東町・曾根崎町・水屋町・飯田町・原町・姫方町・幡崎町・桜町・松原町

鳥栖まちづくり推進センター

3月3日(火)・4日(水)

轟木町・藤木町・今泉町・真木町・高田町・安楽寺町

旭まちづくり推進センター

3月5日(木)・6日(金)・9日(月)

江島町・村田町・西新町・儀徳町・前田町・幸津町・下野町・三島町・西田町・あさひ新町・桟敷団地・青葉台

市役所(3階大会議室)

3月10日(火)～13日(金)・16日(月)

元町・秋葉町・東町・本通町・京町・本町・本鳥栖町・布津原町・宿町・鎗田町・土井町・古野町・大正町および市内全地区

◆お住まいの地区の会場をご利用ください。指定日にご都合が合わない場合は、最終週の市役所会場をご利用ください。

申告会場に来場する前に必ず確認をお願いします

申告に必要なもの

必要書類や資料がない場合、申告を受け付けできないことがあります。

①収入に関する資料

- 源泉徴収票(給与収入や公的年金などの収入がある人)
- 収支内訳書(営業、農業、不動産の収入がある人)
- 報酬や保険金の支払明細書(令和7年中に受け取った人)

②控除に関する資料

- 社会保険料控除証明書
- 生命保険、地震保険などの控除証明書
- その他控除のための資料

③『確定申告のお知らせ』(はがき)

※税務署から届いた人のみ持参してください

市の申告会場では受け付けできない申告

所得税の確定申告で次に該当する人は、鳥栖税務署で申告してください。

- 新規に住宅借入金等特別控除を受けようとする人
- 土地建物・株式などの譲渡所得がある人
- 青色申告、先物取引、暗号資産の申告をする人
- 雑損控除を申告する人(災害などによる被害の申告)
- 令和8年1月1日時点で鳥栖市に住民登録がない人
- 令和6年分以前(複数年の場合も含む)の申告をする人
- 消費税、贈与税、相続税の申告をする人

領収書の仕分けや集計など、自宅での事前準備をお願いします。※事前に集計していない場合、申告受付順番の変更または申告の受け付けをお断りすることがあります



▲確定申告のお知らせ(イメージ)

納税は便利なキャッシュレス納付をご利用ください

国・地方公共団体・金融機関が連携し、税公金納付時のキャッシュレス化に取り組んでいます(佐賀県キャッシュレス納付推進共同宣言)。税金などの納付は、納め忘れのない口座振替や、いつでも・どこでも手続き可能な電子納付をご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁ホームページ

郵送による申告

所得税の確定申告

確定申告書を郵送で提出する場合は、下記の送付先に郵送してください。

◆送付先 福岡国税局業務センター
〒816-8616 福岡県春日市春日公園6丁目1番地6
福岡国税局業務センター春日分室

市県民税の申告

市県民税の申告は郵送でも受け付けしています。市ホームページ(記事ID:0002831)に市県民税申告書を掲載していますので、ご利用ください。

詳しくは税務課市民税係にお問い合わせください。



市ホームページ

鳥栖税務署からのお知らせ

問い合わせ 鳥栖税務署 ☎0942-82-2185 〒841-8601 鳥栖市秋葉町3丁目12の2



令和7年分確定申告について

- 会場 鳥栖税務署
- 期間 2月16日(月)～3月16日(月)、9時～16時
※土・日曜日、祝日は除く
※不動産の売却・贈与税に関する申告相談を希望する人は、上記期間の月曜日から木曜日にお越しください(当期間以外は担当者が会場にいません)
- ◆相談を希望する人は、オンライン事前予約をお願いします
 - ◇確定申告会場では、午前9時から相談を開始
 - ◇当日受付も行いますが、枠に限りがあるため、相談枠がなくなり次第、当日受付を終了
 - ◇電話による予約不可
- ◆確定申告会場では、原則、自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書の作成を行ってください
 - ◇マイナンバーカードの2種類のパスワードが必要です
 - ①署名用電子証明書(英数字6～16文字)
 - ②利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きなどの利用ができませんのでご注意ください

確定申告～自宅で簡単 e-Tax～

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、税務署へ出向かずに、スマートフォンやパソコンから確定申告書をe-Taxで送信(提出)できます。

STEP1 国税庁ホームページへアクセス



STEP2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。

STEP3 申告書を送信

- マイナンバーカードを使って送信
マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応のスマートフォンが必要です。
- 参考:スマホ申告の操作マニュアルなど



スマホ・パソコン申告操作マニュアル



動画で見る確定申告

相談はチャットボットや電話でもできます

- チャットボットでの相談はこちらから▶

電話での相談

国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。



2026.2